

平成 21 年 3 月 12 日

## 水質基準改正に伴う水道用膜モジュール性能調査要領について

膜分離技術振興協会  
膜浄水委員会  
委員長 高梨 考一

「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令」が平成21年3月6日に告示され（厚生労働省令第26号）、本年4月1日より施行されます。これに対応し、当協会では認定済み膜モジュールの追加認定を行います。

なお、「水道用膜モジュール性能調査規定集（第五版）」の改定も行いますが、当面は現行規定で対応します。

### 1. 改正の内容

水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）の一部改正（資機材材質基準の改正）。

第一条第十七項ハに規定する浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等の材質についての厚生労働大臣が定める資機材等の材質に関する試験により供試品について浸出させたときの浸出液に係る基準について、

- ・ 「1,1-ジクロロエチレン」に係る基準を廃止する。
- ・ 「シス-1,2-ジクロロエチレン」に係る基準を廃止し、新たに「シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」に係る基準を設定し、その基準を「0.004mg/L 以下であること。」とする。

（詳細は、平成21年3月6日付け官報第5025号をご参照下さい。）

<ご参考> 現行の基準等を示します。

- ・ 「シス1,2-ジクロロエチレン」は0.004mg/L以下
- ・ 「トランス-1,2-ジクロロエチレン」は水質管理目標項目で0.004mg/L 以下

### 2. 追加認定の申請要領

#### (1) 性能調査項目

性能調査を行う項目は材質に関する試験（浸出試験）は「シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」のみとする。

#### (2) 試験方法

水道用膜モジュール性能調査規定集（第五版）記載の要領に従って試験を行ってください。

#### (3) 申請方法

- ① 申請書
- ② 試験方法
- ③ 試験結果
- ④ 添付資料
  - ・ 分析機関の水質分析結果報告書
  - ・ 試料水採取時の写真（登録水質検査機関の立会いは不要）

なお、

- ① 水質分析機関によっては、トランス体の分析も行ったところがあります。その分析結果をもって浸出試験結果として用いることができます。
  - ② シス体については、認定済みモジュールの分析値を使用することができます。その場合、分析精度（定量下限値）にご注意下さい\*）。
- \*）cis体とtrans体の合計値が0.004mg/l以下であることを証明できる精度が必要です。

3. 追加認定の費用

会員 : 10,000円/回\*\*)

非会員 : 30,000円/回\*\*)

\*\*）1回の申請において申請件数の限度はありません。

4. 追加認定の受付期間

平成21年3月16日から9月16日まで。

**期間延長平成21年11月末事務局必着まで。**

以上